



◆介護保険料 一本徴収について

Q 本徴収とは何ですか？

A 大崎町では、介護保険料は1年間を6期に分けて納めていただいています。4月・6月・8月を仮徴収期間、10月・12月・2月を本徴収期間として設けています。仮徴収では、基本的に前年度の2月期に納めていただいた金額を超えない範囲で金額を設定します。また、本徴収では、前年中の所得をもとに決定した市町村民税の情報をもとに年間の介護保険料（大崎町の基準額は年額54,000円）を決定します。年間の介護保険料が決まったから、年額保険料から4月・6月・8月の仮徴収合計金額を差し引いた額を、10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくことになります。これを本徴収といいます。



役場からの封筒は、介護保険料の年額の決定報告だったのか！

仮徴収			本徴収		
前年度の2月に徴収した金額を超えない範囲で徴収します。			「年額保険料」-「仮徴収合計金額」を3回に分けて徴収します。		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

Q どうして、わざわざ仮徴収と本徴収に分けるの？

A 年額の介護保険料は前年中の所得をもとに決定されるため、前年中の所得が確定する6月以降でなければ、当該年度の保険料も算定できません。もし、年額の介護保険料が確定した後に徴収を開始することになれば、1期あたりの負担が重くなってしまうため、年額保険料が決まる前の、仮徴収期間（4月・6月・8月）において、前年度の2月に徴収した金額より高くない範囲の保険料を納めていただくことによつて、本徴収期間における保険料の負担を軽減するためです。